資料 10

部加工あり) 構造等に関する基準並びに点検の方法 (水質汚濁防止法施行規則から抜粋、

# 施設本体が設置される床面及び周囲の構造等に関する基準及び点検の方法

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本体(地下貯蔵施設を除く)が設置される 床面及び周囲

#### A基準

施設本体が設置される床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあっては、この限りでない。

- 次の<u>いずれにも適合</u>すること。 イ <u>床面は、</u>コンクリート、タイルその他の<u>不浸透性を有する材料による構造とし</u>、有害物質 を含む水の種類又は性状に応じ、<u>必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆</u>
- が施されていること。 ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有す る装置(以下「防液堤等<u>」</u>という。)が設置されていること。
- 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 1 1

#### B基準

施設本体(平成24年6月1日に存するものに限る。)が設置されている床面及び周囲のうち上 記A基準に適合しないものに係る基準については、当該床面及び周囲が次の各号のいずれかに適 合するものであること。

- かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設 本体の接する<u>床面がA基準第一号イの基準に適合しない場合であって、</u>施設本体の<u>下部以外</u> の床面及び周囲についてA基準に適合すること。 一次のいずれにも適合すること。イ施設本体が床面に接して設置され、
- 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための 装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。 П
- いを目視により確認できるよう床面から離して設置され、 ;一号イの基準に適合しない場合であって、施設本体の 下部以外の床面及び周囲についてA基準に適合すること。 かつ、施設本体の下部の床面がA基準第 施設本体が、有害物質を含む水の漏えい 1 1

#### C基準

改正法施行前に設置されている既存の施設のうち、A基準及びB基準を満たさない施設については、平成 27 年 5 月 31 日まで構造等に関する基準の適用が猶予される。点検の方法及び回数はC基準が適用される。

#### A基準 点検及び回数

有害物質使用特定施設		
若しくは有害物質貯蔵指	日本ながた 中田	本文的工作
定施設の構造又は当該施	に 使 名 し ) 事 垣	に あら 可 数
設の設備		
一 施設本体が設置され	施設本体が設置され   床面のひび割れ、被覆の損傷そ	一年に一回以上
る床面及び周囲 (A 基準	の他の異常の有無	
ただし書に規定する場	ただし書に規定する場 防液堤等のひび割れその他の 一年に一回以上	一年に一回以上
<b>合を除く。)</b>	異常の有無	
二 施設本体が設置され	施設本体が設置され 床の下への有害物質を含む水 一月に一回以上	一月に一回以上
る床面及び周囲 (A 基準	の漏えいの有無	
ただし書に規定する場		
合に限る。)		

#### B基準 点検及び回数

一年に一回以上		一年に一回以上	
床面のひび割れ、被覆の損傷	その他の異常の有無	防液堤等のひび割れその他の	異常の有無
施設本体が設置される	床面及び周囲		

#### の基準 点検及び回数

一月に一回以上	
床面のひび割れ、被覆の損傷	その他の異常の有無
施設本体が設置される	床面及び周囲

### 施設本体の点検の方法 Ø

施設本体の構造等に関する基準は、地下構造に関するものを除き、基本的に規定されていない。施設本体については、点検のみが要求されており、A、B、Cの基準の別はない。ただし、施設本体が設置される床面及び周囲の構造等に関する基準がB基準に該当する場合には、次の点検が必要となる。 (地下貯蔵指定施設の構造等に関する基準には、58ページ参照)

### 点検及び回数

有害物質使用特定施設		
若しくは有害物質貯蔵指		14分包面
定施設の構造又は当該施	に 使 タ コ ン 事 均	に使り回数
設の設備		
施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損	一年に一回以上
	傷その他の異常の有無	
	施設本体からの有害物質を含	一年に一回以上。
	む水の漏えいの有無	

# 施設本体が設置される床面及び周囲の構造等に関する基準が、B基準に該当する場合

施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損   一年に一回以上	一年に一回以上	
	傷その他の異常の有無		
	施設本体からの有害物質を含   一月に一回以上。ただし、	一月に一回以上。ただし、目	
	む水の漏えいの有無	視又は漏えい等を検知するた	
		めの装置の適切な配置以外の	
		方法による施設本体からの有	
		害物質を含む水の漏えい等の	
		有無の点検を行う場合にあっ	
		ては、当該方法に応じ、適切	
		な回数で行うものとする。	

## - る場合)の構造等に関する基準及び点検の方法 施設に付帯する配管等(地上に設置す ო

フランジ類、バル という。) 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、 ブ類及びポンプ設備(有害物質を含む水が通る部分に限る。以下、「配管等」

#### A基準

配管等は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透(以下「漏えい等」という。)を 防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、配管等を地上に設置する場合は、 次のイ又はロのいずれかに適合すること。

- イ 次のいずれにも適合すること。

- (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等 が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでな
- より容易に確認できるように床面から離して設置され ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視に ていること。

#### B基準

配管等 (平成 24 年 6 月 1 日に存するものに限る。) のうち A 基準に適合しないものに係る基準については、当該配管等が次に適合するものであること。

配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設 置されているこ

#### C基準

改正法施行前に設置されている既存の施設のうち、A基準及びB基準を満たさない施設については、平成 27 年 5 月 31 日まで構造等に関する基準の適用が猶予される。点検の方法及び回数は C基準が適用される。

#### A基準 点検及び回数

有害物質使用特定施設 若しくは有害物質貯蔵指 定施設の構造又は当該施 設の設備	点検を行う事項	点検の回数
配管等(地上に設置されている場合に限る。)	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 間の有無 配管等からの有害物質を含む 水の漏えいの有無	-年に一回以上 -年に一回以上

#### B 基準 点検及び回数

六月に一回以上	六月に一回以上
配管等の亀裂、損傷その他の 六月に一回以上 異常の有無	配管等からの有害物質を含む   六月に一回以上 水の漏えいの有無
配管等(地上に設置されている場合に限る。)	

#### の基準 点検及び回数

配管等(地上に設置さ	配管等の亀裂、損傷その他の	六月に一回以上
れている場合に限る。)	異常の有無	
	配管等からの有害物質を含む	六月に一回以上
	水の漏えいの有無	

# る場合)の構造等に関する基準及び点検の方法 施設に付帯する配管等(地下に設置す

ノベン フランジ類、 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、 ブ類及びポンプ設備(有害物質を含む水が通る部分に限る。)

又は漏えい等があった 地下に設置する場合は、次のいずれかに適合するこ 有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透を防止し、 場合に漏えい等を確認するため、配管等を **A基準** 配管等は、7

- イ次のいずれにも適合すること。
- ئد (1) トレンチの中に設置されているこ
- タイルその他の不浸透性を有する材料 害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、 質で被覆が施されていること コンクリート 耐薬品性及び不浸透性を有する材 (1)のトレンチの底面及び側面は、 によることとし、底面の表面は、有 (5)
  - 次のいずれにも適合すること。 П

- おそれのないものである場合にあっては、この限りでな ただし、配管等 (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。 が設置される条件の下で腐食する。
- ئد ハ イ又はロに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられているこ

#### B基準

配管等 (平成24年6月1日に存するものに限る。) のうち A 基準に適合しないものに係る基準 当該配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、 次のいずれかに適合すること。 について、

- えい等を検知するための装置又は配管等における有害 物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質 を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。 イトレンチの中に設置されていること。ロ配管等からの有害物質を含む水の
  - ハ イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

A基準及びB基準を満たさない施設につい ては、平成27年5月31日まで構造等に関する基準の適用が猶予される。点検の方法及び回数は 改正法施行前に設置されている既存の施設のうち、 C基準が適用される。

#### A基準 点検及び回数

埋設配管であって消防法第十一条第五	1) 危険物の規制に関する規則第六十二条の五の三に規定する地下埋設配管であって消防法第十一条第五	*1) 危険物の規制に関する規
とする。*1)		
に応じ、適切な回数で行うこと		
行う場合にあっては、当該方法		
む水の漏えい等の有無の点検を	含む水の漏えい等の有無	
よる配管等からの有害物質を含		を除く。)
水位の変動の確認以外の方法に		に設置されている場合
等の内部の気体の圧力又は水の	しくは水の水位の変動の確認	れ、なり、トワンチの中
一年に一回以上。ただし、配管		二 配管等(地下に設置さ
	では、では、できる。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	
	び割れ、被覆の損傷その他の異	
一年に一回以上	トレンチの側面及び底面のひ	
	水の漏えいの有無	(こ限る。)
一年に一回以上	配管等からの有害物質を含む	に設置されている場合
	常の有無	れ、なり、トレンチの中
一年に一回以上	配管等の亀裂、損傷その他の異	一 配管等(地下に設置さ
		設の設備
に使う回数		定施設の構造又は当該施
	古谷なんで東西	若しくは有害物質貯蔵指
		有害物質使用特定施設

項に規定する完成検査を受けた日から十五年を経過していないものである場合又は配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の補置が講じられ、かつ、た害物質を含む水の漏えい等の点検を一月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、三年に一回以上。

#### B基準 点検及び回数

大月に一回以上		六月に一回以上		六月に一回以上			一月(有害物質の濃度の測定に		行う場合にあっては、三月)に	一回以上
配管等の亀裂、損傷その他の   六月に一回以上	異常の有無	配管等からの有害物質を含む   六月に一回以上	水の漏えいの有無	トレンチの側面及び底面のひ   六月に一回以上	び割れ、被覆の損傷その他の	異常の有無	配管等からの有害物質を含む	水の漏えい等の有無		
一 配管等(地下に設置さ	た、なり、トワンチの中	に設置されている場合	(こ限る。)				二 配管等(地下に設置	なれ、かつ、トレンチの	中に設置されている場	合を除く。)

#### の基準 点検及び回数

等の内部の気体の圧力又は水の 水位の変動の確認以外の方法に よる配管等からの有害物質を含 む水の漏えい等の有無の点検を 行う場合にあっては、当該方法 に応じ、適切な回数で行うこと とする。 一年に一回以上。ただし、 配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認 又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 配管等(地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合 を除く。)

# 5 施設に接続する排水溝等の構造等に関する基準及び点検の方法

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備(有害物質を含む水が通る部分に限る。以下、「排水溝等」という。)

#### A基準

<u>排水溝等は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するもの</u>であることとする。

- 次のいずれにも適合すること。
- イ 有害物質を含む水の<u>地下への浸透の防止に必要な強度</u>を有すること。
  - ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。
- ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及 び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。
- 二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること

#### B基準

排水溝等 (平成24年6月1日に存するものに限る。) のうちA基準に適合しないものに係る基準については、当該排水溝等が次の各号のいずれかに適合するものであること。

- 一 排水溝等からの有害物質を含む水の<u>地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置</u>することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。
- 二 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

#### C基準

改正法施行前に設置されている既存の施設のうち、A基準及びB基準を満たさない施設については、平成 27 年 5 月 31 日まで構造等に関する基準の適用が猶予される。点検の方法及び回数はC基準が適用される。

## 点検及び回数 A基準

\*2) 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置の適切な配置、排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の海により地下への浸透の有無の点検を行う場合になっては、三月)に一回以上行う場合にあっては、三年に一回以上・

## 点検及び回数 B基準

	-	
排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の   六月に一回以上	六月に一回以上
	損傷その他の異常の有無	
	排水溝等からの有害物質を含	非水溝等からの有害物質を含 一月 (有害物質の濃度の測定に
	む水の地下への浸透の有無	より地下への浸透の有無の点検
		を行う場合にあつては、三月)
		に一回以上

#### 点検及び回数 C基準

十日く えごうくどう		
排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の	一月に一回以上。ただし、目視
	損傷その他の異常の有無	が困難な場合において、目視以
		外の方法による排水溝等のひ
		び割れ、被覆の損傷その他の異
		常の有無の点検を行う場合に
		あつては、当該方法に応じ、適
		切な回数で行うこととする。
	排水溝等の内部の水の水位の	一年に一回以上。ただし、排水
	変動の確認又はこれと同等以	溝等の内部の水の水位の変動
	上の方法による排水溝等から	の確認以外の方法による排水
	の有害物質を含む水の地下へ	溝等からの有害物質を含む水
	の浸透の有無	の地下への浸透の有無の点検
		を行う場合にあつては、当該方
		法に応じ、適切な回数で行うこ
		ととする。

## び点検の方法 地下貯蔵施設の構造等に関する基準及 9

されているもの 有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置

#### A基準

えい等を防止するため、次の各号のいずれかに適合す 有害物質を含む水の漏 地下貯蔵施設は、有害物 るものであることとする。

- 次のいずれにも適合すること。
- 二重設構造であることその他の有害物質を含む水の漏 えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。 イタンク室内に設置されていること、
- 型 止するための措置が講じられていること。ただし、 下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防
- む水の量を表示する装置を設置することその他の<u>有害</u> 物質を含む水の量を確認できる措置が講じられているこ ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含
- ئد 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられているこ 1 1

#### m

地下貯蔵施設 (平成 24 年 6 月 1 日に存するものに限る。)のうち A 基準に適合しないものに係 の各号のいずれかに適合するものであるこ る基準については、当該地下貯蔵施設が<u>後</u>

- 次のいずれにも適合すること。
- イ<u>A基準第一号ハに適合</u>すること。
- ロ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設 における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその 他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられている
- 次のいずれにも適合すること。 1 |
- A基準第-
- ىر するため、内部にコーティングが行われている A基準第一号へに適合すること。 有害物質を含む水の漏えい等を防止、 П
- 同等以上の効果を有する措置が講じられていること 前二号と 111

#### C基準

A基準及びB基準を満たさない施設につい 点検の方法及び回数は ては、平成27年5月31日まで構造等に関する基準の適用が猶予される。 改正法施行前に設置されている既存の施設のうち、 C基準が適用される。

#### A基準 点検及び回数

有害物質使用特定施設		
若しくは有害物質貯蔵指	上谷子/行い申记	本分分工
定施設の構造又は当該施	に使な11 7 事項	に使り回数
設の設備		
地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の	一年に一回以上とする。ただし、
	圧力若しくは水の水位の変動	地下貯蔵施設の内部の気体の圧
	の確認又はこれと同等以上の	力又は水の水位の変動の確認以
	方法による地下貯蔵施設から	外の方法による地下貯蔵施設か
	の有害物質を含む水の漏えい	らの有害物質を含む水の漏えい
	等の有無	等の有無の点検を行う場合にあ
		っては、当該方法に応じ、適切
		な回数で行うこととする。*3)
サット 日本日本日本日本日本	人子————————————————————————————————————	(石里)- 田子と古〈字一   レタ 年   おい 古む   1 日 女 年   1 日 女 年   日 子 日 子 日 子 日 子 日 子 日 子 日 子 日 子 日 子 日

#### B 基準 点検及び回数

一 地下貯蔵施設(二の項	地下貯蔵施設からの有害物質	一月(有害物質の濃度の測定に
に掲げるものを除く。)	を含む水の漏えい等の有無	より漏えい等の有無の点検を行
		う場合にあっては、三月)に一
		回以上
二 地下貯蔵施設(B基準	地下貯蔵施設の内部の気体の	一年に一回以上。ただし、地下
第二号に適合するもの	圧力若しくは水の水位の変動	貯蔵施設の内部の気体の圧力又
及び第三号に適合する	の確認又はこれと同等以上の	は水の水位の変動の確認以外の
もの(第二号と同等以上	方法による地下貯蔵施設から	方法による地下貯蔵施設からの
の効果を有する措置が	の有害物質を含む水の漏えい	有害物質を含む水の漏えい等の
講じられているものに	等の有無	有無の点検を行う場合にあって
限る。) に限る。)		は、当該方法に応じ、適切な回
		数で行うこととする。

#### の基準 点検及び回数

地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の	地下貯蔵施設の内部の気体の   一年に一回以上。ただし、地下
	圧力若しくは水の水位の変動	貯蔵施設の内部の気体の圧力又
	の確認又はこれと同等以上の	の確認又はこれと同等以上の は水の水位の変動の確認以外の
	方法による地下貯蔵施設から	方法による地下貯蔵施設からの
	の有害物質を含む水の漏えい	有害物質を含む水の漏えい等の
	等の有無	有無の点検を行う場合にあって
		は、当該方法に応じ、適切な回
		数で行うこととする。

### 抵 使用の方法に関する基準及び点検の方 \_

**A基準及びB基準** 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の<u>使用の方法は、次の各号のいずれ</u>にも 適合することとする。

- 一 次のいずれにも適合すること。
- 及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、 又は地下に浸透しない方法で行う イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え 害物質を含む水が飛散し、流出し、
- 備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行う ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設 ために必要な措置を講ずること
- には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、 当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。 有害物質を含む水が漏えいした場合 <
- 方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が 前号に掲げる使用の方法並びに使用の、 明確に定められているこ 1 |

#### C基準

改正法施行前に設置されている既存の施設のうち、A基準及びB基準を満たさない施設については、平成 27 年 5 月 31 日まで構造等に関する基準の適用が猶予される。点検の方法及び回数は C基準が適用される。

**点検及び回数 A基準及びB基準** 使用の方法に関する点検は、上記に規定する<u>管理要領からの逸脱の有無</u>及びこれに伴う<u>有害物</u> 質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、<u>一年に一回以上点検を行う</u>ものとす  $\overset{\circ}{\mathcal{N}}$ 

#### の基準 点検及び回数

流出又は地下への浸透の有無について、 施設に係る作業に伴う有害物質を含む水の飛散、 に一回以上点検を行うものとする。